

2. 基本原則

市民、地域組織、市民活動団体、事業者、行政等がよりよいパートナーシップを築き、協働を進めていくためには、次の5つの原則をお互い認識しておくことが重要です。

補 完 性	<p>『「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完する』</p> <p>市民、市民活動団体、行政等には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。</p>
相 互 理 解	<p>『お互いの「立場」や「特性」の違いを理解し、尊重し合うこと』</p> <p>協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなければなりません。相互に価値観や行動原理が異なっても。</p>
目 的 ・ 目 標 の 共 有	<p>『目的と目標を共有すること』</p> <p>協働するにあたり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意味がありません。</p>
対 等 性	<p>『お互いが共にまちづくりの主役であるという主体性を認め合い、対等なパートナーという関係のもとで協働に取り組む』</p> <p>「行政は市民活動団体等を下請け感覚で扱ってしまう」、「市民は行政に対して依然として依存や要望体質である」では今までと何も変わりません。</p> <p>協働を進めていくときは、相互の自主性・自立性を尊重しましょう。</p>
透 明 性	<p>『プロセスや結果などの情報を可能な限り公開し、誰にでもわかるよう「透明性」を保っていくこと』</p> <p>複数の主体が共に考え、行動するためには、情報が公開・共有されていることが必要不可欠です。また、自分たちの地域を良くしていくためには、その事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と共感、協力がなければうまくいきません。</p> <p>そのためにも協働を進めるときは、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。</p>